

平成 16 年 5 月 14 日
(社)日本監査役協会

委員会等設置会社への移行動向等
コーポレート・ガバナンスに関するアンケート集計結果
『第 4 回 インターネット・アンケート』

社団法人日本監査役協会は、平成 16 年 4 月、インターネットを利用した会員対象のアンケート調査を実施した(有効回答総数:1,443 社(うち上場会社 936 社) 回答率 33.1%)

本調査は、委員会等設置会社への移行動向など企業統治(コーポレート・ガバナンス)の取り組み状況、本年 2 月に全面的に改定した監査役監査基準の捉え方、補欠監査役制度の活用状況を調べるものである。

集計結果は以下のとおりである。

総括

1. 委員会等設置会社への移行に大きな動きは見られない

- ・ 2 年目を迎えた委員会等設置会社への移行がどう進むか、注目される今年度の動向であるが、「今後移行する予定」とする会社は僅かに 0.2%、「(移行を)検討中」とする会社が 1.4%と新たに移行を予定する会社は依然少ない。「既に移行済み」の会社(1.2%)と合わせても 2.8%にしかならない。(上場会社でも 3.1%)一方、「移行予定はない」とする会社は 86.0%に上っている。(問 1)
- ・ 委員会等設置会社への移行後のメリット(複数回答可)として「執行と監督のより明確な区分」を挙げる会社が 94.1%で圧倒的多数を占めた。同様に、「今後移行する予定」、「(移行を)検討中」の会社についても、移行理由として「執行と監督のより明確な区分」が 73.9%で最も高かったが、一方で昨年度調査(平成 15 年 4 月実施の第 2 回調査)に比べて「健全性の向上」がほぼ倍増した。(問 2、問 3)

2. 監査役設置会社では、執行役員制度、社外監査役、社外取締役の導入が進んだ

- ・ 監査役設置会社のガバナンス改善策として、執行役員制度を導入した会社が昨年比 13 ポイント増の 42.5%(上場会社では 49.2%)と導入に拍車がかかった。さらに、社外役員の手当ても進み、社外監査役と社外取締役を増員した会社が大幅に増加した。(問 5)

3. 監査制度の充実を図る最大の要件は、両制度ともに「内部統制システムの整備と関係強化」

- ・ 監査機能向上のためには、監査役設置会社、委員会等設置会社ともに「内部統制システムの整備と関係強化」が最も重要であると考えられている(ともに全員回答方式による)。(問 6-1、問 6-2)

4. 改定監査役監査基準については、改定の趣旨を肯定的に捉える会社が圧倒的多数を占めた

- ・ 改定監査役監査基準の改定趣旨を肯定的に受けとめている会社は 95%にのぼっている。自社の監査基準への取り込みについて、「改定の趣旨を織り込んで改定したい」が 65.6%

あるほか、「今すぐ改定することはできないが改定の趣旨を理解して見直していきたい」が12.1%、「実状を変えたうえで改定する方向に進めるよう努めたい」が7.4%、「自社の監査基準に改定の趣旨が既に織り込まれている」が10.2%にのぼった。(問8-2)

- ・ 現状で自社の監査基準を定めていない会社についても、93%が肯定的に受け止めている。「新たに自社の監査基準を作りたい」が18.0%、「改定の趣旨に従って監査を行いたい」が75.6%にのぼった。(問8-3)

5. 監査に対する代表取締役等から認識と理解を得るには、コミュニケーション強化が必要

- ・ 監査の重要性と重要性への代表取締役ほか取締役の認識・理解については、「得られる」と「ある程度得られる」を合わせて94.2%が得られると考えている。(問9-1)
- ・ 監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役から認識・理解を得るためには、「日常的なコミュニケーションの強化」「監査環境整備の要請」が82.1%にのぼった。(問9-2)
- ・ また、「監査役監査業務をしっかりと行う」が76.6%、「取締役会等での報告の機会を増やす」会社も過半数に達し(50.1%)、監査役が自ら「見える監査」を実践しようとの意識が表れた。(問9-2)

6. 補欠監査役制度の導入は、昨年よりも増える見通し

- ・ 補欠監査役制度については制度の理解浸透が進んだが、実際に予選を行った会社は1.7%にとどまっている。予選を行った会社の83.3%は社外監査役資格者の予選を行った。また、「今期初めて予選を行う予定」が37社(2.6%)あり、導入企業は増える見通しである。(問10-1、問10-2、問10-3)
- ・ 既に補欠監査役を予選した会社のうち、今期も継続的に補欠監査役を予選する会社は87%にのぼる。(問10-3)

調査概要

対象 当協会会員会社および個人会員(4,359社)
 方法 インターネットによる当協会HPへの記入回答
 期間 平成16年4月14日~同28日(15日間)
 回答数 有効回答数1,443社(回答率33.1%)

		会社数	%
[上場別]	上場会社	936社	64.9%
	非上場会社	507社	35.1%
[決算期別]	3月決算	1,134社	78.6%
	12月決算	117社	8.1%
	2月決算	49社	3.4%
	ほか	143社	9.9%
合計		1,443	100.0

以上

集計結果

1. 企業統治関連

<問1> 全回答者にお尋ねします。貴社では、委員会等設置会社へ移行する予定はありますか。

(カッコ内は平成15年4月実施の第2回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 既に移行済み	17	1.2	14	1.5	3	0.6
2. 今後移行する予定	3(16)	0.2(1.3)	2(13)	0.2(1.7)	1(3)	0.2(0.7)
3. 検討中	20(14)	1.4(1.2)	13(11)	1.4(1.4)	7(3)	1.4(0.7)
4. 移行予定はない	1,241(995)	86.0(83.5)	813(632)	86.6(82.6)	428(363)	84.3(85.2)
5. わからない	161(166)	11.2(13.9)	93(109)	9.9(14.2)	68(57)	13.4(13.4)
6. 回答なし	1	0.1	1	0.4	0	0.2
合計	1,443(1,191)		936(765)		507(426)	

- ・ 商法改正施行初年度は総勢約80社が委員会等設置会社へ移行した。二年目を迎える今年の動向であるが、「2. 今後移行する予定」が0.2%と大きく減少した一方で、「3. 検討中」が1.4%とほぼ横ばいとなっており、全体としては移行の動向に進展は見られない。
- ・ 他方、監査役設置会社を「選択」した会社の割合が増加した(86.0%)。「5. わからない」が全体で2.7ポイント減少したのに対して、「4. 移行予定はない」が2.5ポイント増加した。特に上場会社でこの傾向が強く、同4.3ポイント減、4.0ポイント増となった。ガバナンスのあり方に関する検討が進んだ結果、監査役制度を選択した会社が増加したと思われる。

<問2> 問1で「1. 既に移行済み」とご回答された方にお尋ねします。移行後の実務を踏まえ、委員会等設置会社のメリットは何だと考えますか。次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 執行と監督のより明確な区分	16	94.1	13	92.9	3	100.0
2. 経営の効率性の向上	11	64.7	10	71.4	1	33.3
3. 経営の透明性の向上	13	76.5	11	78.6	2	66.7
4. 経営の健全性の向上	10	58.8	8	57.1	2	66.7
5. 海外投資家や株主から理解され易い	4	23.5	3	21.4	1	33.3
6. 親会社との制度統一のため	5	29.4	4	28.6	1	33.3
7. 監査役制度に比べて監査機能が優れている	3	17.6	3	21.4	1	33.3
8. その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	17		14		3	

- ・ 本問は、委員会等設置会社への移行後の実務を踏まえ、委員会等設置会社のメリットについて

て“実感”を尋ねるものである。ほとんどの会社が「1、執行と監督のより明確な区分」をメリットとして感じており、この点での法の狙いは一応達成できているようである。

- ・ 昨年度調査は移行前の段階での移行理由を尋ねるものであったが、移行後の実感を尋ねた今回の調査では、各選択肢の選択率が概ね倍増した。「透明性の向上」、「効率性の向上」、「健全性の向上」を重視している点では変わらない結果となったが、新しい制度でのメリットとデメリットが徐々に見え始めていることがうかがえる。

<問3> 問1で「2、今後移行する」又は「3、検討中」とご回答された方にお尋ねします。委員会等設置会社への移行を判断した理由として、次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

(カッコ内は平成15年4月実施の第2回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 執行と監督のより明確な区分	17	73.9	13	86.7	4	50.0
2. 経営の効率性の向上	10(12)	43.5(40.0)	7(9)	46.7(37.5)	3(3)	37.5(50.0)
3. 経営の透明性の向上	11(11)	47.8(36.7)	9(10)	60.0(41.7)	2(1)	25.0(16.7)
4. 経営の健全性の向上	10(7)	43.5(23.3)	7(5)	46.7(20.8)	3(2)	37.5(33.3)
5. 海外投資家や株主から理解され易い	8(10)	34.8(33.3)	6(8)	40(33.3)	2(2)	25(33.3)
6. 親会社との制度統一のため	1(11)	4.3(36.7)	0(8)	0(33.3)	1(3)	12.5(50.0)
7. 監査役制度に比べて監査機能が優れている	3(1)	13.0(3.3)	1(1)	6.7(4.2)	2(0)	25(0)
8. その他	3(6)	13.0(20.0)	1(4)	6.7(16.7)	2(2)	25(3.3)
合計	23(30)		15(24)		8(6)	

- ・ <問2>と同様、「1、執行と監督のより明確な区分」が最も重視されており、特に上場会社でそのニーズが高い。次いで「3. 経営の透明性の向上」、「2. 経営の効率性の向上」が高くなっているが、「透明性の向上」については上場・非上場で開きがあり、上場会社では60%となっている。
- ・ 昨年度調査に比べて、「4. 経営の健全性の向上」がほぼ倍増した。どのような点が健全性の向上につながるとしているのかは不明であるが、制度選択の基準として、経営の健全性確保をより重視する傾向がうかがえる。
- ・ さらに昨年度調査と比べて、「6. 親会社との制度統一のため」を選択した会社が大きく減少した。昨年移行した会社にはグループ企業が一体となって移行したケースがいくつか見られたが、昨年はこのことが影響していたものと思われる。

<問4> 問1で「4、移行予定はない」とご回答された方にお尋ねします。移行しない理由として、次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

(カッコ内は平成15年4月実施の第2回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1.現行制度が日本の社会風土に適合しているから	482(313)	38.8(31.5)	340(226)	41.8(35.8)	142(87)	33.2(24.0)
2.現行制度の中で取締役会改革により経営の効率性向上が図れる	526	42.4	393	48.3	133	31.1
3.現行制度の中で取締役会改革により経営の透明性向上が図れる	490(240)	39.5(24.1)	362(185)	44.5(29.3)	128(55)	29.9(15.2)
4.現行制度の中で取締役会改革により経営の健全性向上が図れる	603	48.6	454	55.8	149	34.8
5.監査役制度が有効に機能しているから	689(426)	55.5(42.8)	500(307)	61.5(48.6)	189(119)	44.2(32.8)
6.親会社との制度統一のため	270(208)	21.8(20.9)	73(58)	9.0(9.2)	197(150)	46.0(41.3)
7.社外取締役の確保が困難	163(133)	13.1(13.4)	135(106)	16.6(16.8)	28(27)	6.5(7.4)
8.改正商法の規定が硬直的すぎるから	31	2.5	25	3.1	6	1.4
9.その他	70(121)	5.6(12.2)	37(68)	4.6(10.8)	33(53)	7.7(14.6)
合計	1,241(995)		813(632)		428(363)	

- ・ 「5、監査役制度が有効に機能しているから」が55.5%と過半数を占めた。昨年度調査と比べて上場・非上場ともに10ポイント以上増加しており、監査役制度の有効性に対する自信が高まっていることがうかがえる。なお、非上場会社については、昨年度調査と同様に「6.親会社との制度統一のため」が最大の理由となっている。
- ・ 次いで「4.現行制度の中で取締役会改革により経営の健全性向上が図れる」が48.6%となっている。取締役会改革に関しては上場・非上場で大きな開きがあり、「2.経営の効率性」、「3.経営の透明性」のいずれも上場会社のほうが取締役会改革への期待が高いようである。
- ・ その他、昨年度調査と比べて「1.現行制度が日本の社会風土に適合しているから」が7.3ポイント増加した。「6.親会社との制度統一のため」「7.社外取締役の確保が困難」については変化は見られなかった。

<問5> 問1で「4、移行予定はない」とご回答された方にお尋ねします。貴社について、次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

(カッコ内は平成15年4月実施の第2回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 任意に指名委員会を導入	33(23)	2.7(2.3)	25(19)	3.1(3.0)	8(4)	1.9(1.1)
2. 任意に報酬委員会を導入	56(40)	4.5(4.0)	45(31)	5.5(4.9)	11(9)	2.6(2.5)
3. アドバイザリー・ボードを導入	46(50)	3.7(5.0)	34(38)	4.2(6.0)	12(12)	2.8(3.3)
4. 執行役員制度を導入	528(294)	42.5(29.5)	400(216)	49.2(34.2)	128(78)	29.9(21.5)
5. 平成13年商法改正以降、社外監査役を増員	458(167)	36.9(16.8)	329(130)	40.5(20.6)	129(37)	30.1(10.2)
6. 平成13年商法改正以降、社外取締役を増員	142(54)	11.4(5.4)	101(43)	12.4(6.8)	41(11)	9.6(3.0)
7. 「みなし大会社」の適用を受けた	27(9)	2.2(0.9)	4(4)	0.5(0.6)	23(5)	5.4(1.4)
8. 重要財産委員会を導入	4(2)	0.3(0.2)	1(0)	0.1(0)	3(2)	0.7(0.6)
合計	1,241(995)		813(632)		428(363)	

- ・ 本問は監査役設置会社を選択した会社についてガバナンスの改善施策を尋ねるものであるが、「4. 執行役員制度の導入」と「社外監査役を増員」の2点が際立っている。特に執行役員制度については、上場会社では約半数を占めるにまで至っており、全体でも昨年度調査比13ポイント増とこの1年で導入スピードに拍車がかかっている。
- ・ 上場・非上場ともに「社外役員」の手当てが急ピッチで進んでいるようである。平成13年12月の商法改正により「社外監査役半数以上」となったが、「社外監査役を増員」した会社の割合が倍増した。3年間の経過措置を有効に活用し体制を整えていることがうかがえる。同様に、社外取締役についても増員した会社が上場・非上場を問わず大幅に増加した。
- ・ 他方、任意の指名委員会、報酬委員会を導入した会社の割合は微増にとどまった。さらに、アドバイザリー・ボードについては微減するなど、試行錯誤している一面もうかがえる。

<問6> 監査制度の充実を図るための要件についてお尋ねします。監査役制度、監査委員会のそれぞれについて、より監査機能を向上させるためにはどのようなことが必要になると考えますか。

問6-1 全回答者にお尋ねします。監査役設置会社の監査機能を高めるためのポイントは何であると考えますか。次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

(カッコ内は平成15年4月実施の第2回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1.内部統制システムの整備と関係強化	1,207(891)	83.6(74.6)	794(596)	84.8(77.8)	413(295)	81.5(68.9)
2.監査役(会)スタッフ等の補助体制の充実	567(470)	39.3(39.4)	346(303)	37.0(39.6)	221(167)	43.6(39.0)
3.社外監査役の人選・機能強化	438(405)	30.4(33.9)	321(297)	34.3(38.8)	117(108)	23.1(25.2)
4.会計監査人の独立性確保・関係強化	500(618)	34.7(51.8)	345(466)	36.9(60.8)	155(152)	30.6(35.5)
5.経営者の積極的協力	1,127(643)	78.1(53.9)	735(402)	78.5(52.5)	392(241)	77.3(56.3)
6.監査の有用性の社内外への宣明	384	26.6	247	26.4	137	27.0
7.監査役の使命感	842	58.4	540	57.7	302	59.6
8.監査役の情報収集能力	808	56.0	520	55.6	288	56.8
9.その他	21(106)	1.5(8.9)	13(66)	1.4(8.6)	8(40)	1.6(9.3)
合計	1,443(1,194)		936(766)		507(428)	

- ・ 昨年度調査と同様、「1.内部統制システムの整備と関係強化」が最も高くなっており、しかも、上場・非上場ともに8割を超え、昨年にも増して一層重視されている。次いで「5.経営者の積極的協力」が同様に上場・非上場ともに大幅に増加し、8割に迫っている。
- ・ 続いて、「7.監査役の使命感」と「8.監査役の情報収集能力」が、同様に上場・非上場の別なく5割を超えている。なお、「3.社外監査役の人選・機能強化」については上場・非上場ともに若干減少しているが、社外監査役の増員手当てが既に行われつつある(問5参照)実態を反映したものである。

問6 - 2 全回答者にお尋ねします。委員会等設置会社の監査機能を高めるためのポイントは何であると考えますか。次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

(カッコ内は平成15年4月実施の第2回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1 .内部統制システムの整備と関係強化	970(444)	67.2(37.2)	640(291)	68.4(38.0)	330(153)	65.1(35.7)
2 .監査委員会スタッフ等の補助体制の充実	734(308)	50.9(25.8)	480(199)	51.3(26.0)	254(109)	50.1(25.5)
3 .社外監査委員の人選・機能強化	714(276)	49.5(23.1)	492(182)	52.6(23.8)	222(94)	43.8(22.0)
4 .監査委員会メンバーに常勤者を選任	887(333)	61.5(27.9)	599(214)	64.0(27.9)	288(119)	56.8(27.8)
5 .会計監査人の独立性確保・関係強化	385(206)	26.7(17.3)	258(144)	27.6(18.8)	127(62)	25.0(14.5)
6 .経営者の積極的協力	711(216)	49.3(18.1)	455(135)	48.6(17.6)	256(81)	50.5(18.9)
7 .監査の有用性の社内外への宣明	230	15.9	152	16.2	78	15.4
8 .監査委員の使命感	660	45.7	429	45.8	231	45.6
9 .監査委員の情報収集能力	675	46.8	428	45.7	247	48.7
10 .その他	21(36)	1.5(3.0)	12(21)	1.3(2.7)	9(15)	1.8(3.5)
合計	1,443(1,194)		936(766)		507(428)	

- ・ 昨年度調査と比較して各選択肢とも選択率が大幅に増加しており、新しい制度の運営実態に対する評価が加味されたものと思われる。しかしながら、全体の傾向には大きな変化は見られず、「1 .内部統制システムの整備と関係強化」が最も高く67.2%であった。続いて、「4 .監査委員会メンバーに常勤者を選任」が61.5%となっている。
- ・ 「6 .経営者の積極的協力」については、監査役設置会社に比べて約30ポイント低いものの、昨年度調査と比べて30ポイント超の大幅な増加となった。
- ・ 他方、「2 .監査委員会スタッフ等の補助体制の充実」、「3 .社外監査委員の人選・機能強化」が監査役設置会社に比べてそれぞれ10ポイント、20ポイント高くなっており、共に約5割にのぼる。常勤者選任のほかに、“スタッフ体制充実+社外機能強化”が監査役制度にも増してポイントと考えられているようである。

<問7> 全回答者にお尋ねします。平成13年の「企業統治に関する商法等改正」を受けて、貴社では取締役または監査役の責任軽減を取締役会決議で行うための定款変更を行いましたか。また行う予定はありますか。

(カッコ内は平成15年4月実施の第2回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 変更した	196(104)	13.6(8.8)	143(79)	15.3(10.5)	53(25)	10.5(5.9)
2. 今期の総会で変更予定	33(44)	2.3(18.6注)	28(36)	3.0(4.8)	5(8)	1.0(1.9)
3. 変更しない	941(682)	65.2(57.9)	594(422)	63.5(56.0)	347(260)	68.4(61.3)
4. わからない	253(173)	17.5(14.7)	160(101)	17.1(13.4)	93(72)	18.3(17.0)
5. 回答なし	20	1.4	11	1.2	9	1.8
合計	1,443(1,194)		936(766)		507(428)	

注：昨年度調査での「直近の総会で変更予定」3.7%と「今後変更を検討する」14.9%の合計値

- ・ 既に「変更した」会社の割合は13.6%であり、昨年度調査と比べて5ポイント程度増加した。また、「今期の総会で変更予定」は2.3%となっており、ペースは若干鈍化しているものの、定款変更を行う会社は引き続き出てきている。
- ・ 明確に「変更しない」スタンスを取っている会社が65.2%と7ポイント程度増加しており、定款変更に対する考え方がかなり明確になってきていると言える。ただし、「わからない」とする会社が17.5%あり、まだ6社に1社は態度を保留しているようである。

2. 改定監査役監査基準関連

<問8> 貴社の監査役監査基準についてお尋ねします。なお、委員会等設置会社へ移行した会社については、本アンケートでは便宜上「監査役」を「監査委員」に読み替えることとします。

問8-1 全回答者にお尋ねします。自社で監査役監査基準あるいはそれに準ずる規程（監査役会規則とは別）を定めていますか。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 定めている	1,079	74.8	745	79.6	334	65.9
2. 定めていない	361	25.0	190	20.3	171	33.7
3. 回答なし	3	0.2	1	0.1	2	0.4
合計	1,443		936		507	

- ・ 自社で監査役監査基準を採択している会社は全体で74.8%となっている。「定めている」会社と「定めていない会社」の比率は、上場会社で4：1、非上場会社で2：1となっている。

問8 - 2 問8 - 1で「1、定めている」とご回答された方にお尋ねします。今回の改定を受けて
自社の監査基準を改定する予定はありますか。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 自社の監査基準に監査役監査基準の改定の趣旨が既に織込まれており、改定の必要はない	110	10.2	63	8.5	47	14.1
2. 監査役監査基準の改定の趣旨を織込んで改定したい	708	65.6	538	72.2	170	50.9
3. 自社は新基準の想定する会社とは異なるので、今すぐ改定することはできないが、改定の趣旨を理解して見直していきたい	131	12.1	55	7.4	76	22.8
4. 自社の実状と改定の趣旨との乖離が大きいので、今すぐ改定することはできないが、実状を変えたうえで改定する方向に進めるよう努めたい	80	7.4	60	8.1	20	6.0
5. 実状との乖離が大きく改定の方向で検討することは難しい	7	0.6	3	0.4	4	1.2
6. その他	43	4.0	26	3.5	17	5.1
合 計	1,079		745		334	

- ・ 改定監査基準を否定的に受け止めている会社は殆どなく（0.6%）、肯定的に受け止めている会社が圧倒的多数（95.3%：選択肢1～4の合計）を占めた。
- ・ 「1. 自社の監査基準に監査役監査基準の改定の趣旨が既に織込まれており、改定の必要はない」が1割にのぼっている。また、「2. 監査役監査基準の改定の趣旨を織込んで改定したい」が65.6%となっており、合わせて75%の会社では既に実態的にも改定監査基準にさほどの違和感を持っていない状況にあると思われる。
- ・ 今後、実情を見極めるなどして時間をかけて改定していきたいとする会社も19.5%（3と4の合計）あり、中期的なスパンの中で徐々に見直しを図ることも有意義な改定方法といえよう。

問8 - 3 問8 - 1で「2、定めていない」とご回答された方にお尋ねします。今回の改定を受けての貴社の今後の対応に関して、次のうち当てはまるもの一つをご選択ください。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 監査役監査基準の改定の趣旨を織込んで、新たに自社の基準を作りたい	65	18.0	36	18.9	29	17.0
2. 自社の監査基準を作成する予定はないが、改定の趣旨に従って監査を行いたい	273	75.6	142	74.7	131	76.6
3. 自社の監査基準を作成する予定はない。また、改定の趣旨に沿った監査を行うことは難しい	12	3.3	6	3.2	6	3.5
4. その他	11	3.0	6	3.2	5	2.9
合 計	361		190		171	

- ・ 現状、自社で監査基準を「定めていない」会社についても、改定監査基準を肯定的に受け止めている会社が大多数（93.6%：選択肢1と2の合計）を占めた。
- ・ 改定監査役監査基準を契機として、自社で監査役監査基準を作りたいとする会社は18%である。今後は、「2. 自社の監査基準を作成する予定はないが、改定の趣旨に従って監査を行いたい」とした75.6%の会社のうち、一社でも多くの会社が自社の実状に合わせた監査基準を作成されることが期待される。

<問9> 監査役監査の有効性確保のために、第27条で「代表取締役等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項についての要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする」として第1号で「監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解」が掲げられていますが、これに関し以下の質問にお答えください。

問9 - 1 全回答者にお尋ねします。監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解が得られると考えますか。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 認識及び理解が得られると思う	530	36.7	347	37.1	183	36.1
2. ある程度の認識及び理解を得られると思う	830	57.5	539	57.6	291	57.4
3. 認識及び理解を得ることは難しいと思う	58	4.0	36	3.8	22	4.3
4. わからない	21	1.5	11	1.2	10	2.0
5. 回答なし	4	0.3	3	0.3	1	0.2
合 計	1,443		936		507	

- ・ 「2. ある程度の認識及び理解を得られると思う」「1. 認識及び理解が得られると思う」を合わせると94.2%であり、大多数の会社が代表取締役（代表執行役）の認識・理解を得られるとしている。なお、上場・非上場による違いは見られなかった。

問9 - 2 全回答者にお尋ねします。監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解を得るためには何が必要だと考えますか。次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 監査役監査業務をしっかりと行う	1,104	76.5	727	77.7	377	74.4
2. 日常的に代表取締役その他の取締役とのコミュニケーション強化を図り、監査環境の整備を訴える	1,185	82.1	774	82.7	411	81.1
3. 社内で監査役の見えようアピールするために取締役会等での報告の機会を増やす	723	50.1	468	50.0	255	50.3
4. 不祥事が生じた際に、マスコミ等に対し監査役がコメントをする	45	3.1	19	2.0	26	5.1
5. 協会が、マスコミ、日本経団連等にPRし、経営者の理解を求める	354	24.5	232	24.8	122	24.1
6. 監査役の社内での立場を明確にする(例: 内部通報者の受け皿となる)	398	27.6	248	26.5	150	29.6
7. 株式市場への企業情報開示に際しては、監査役の監査済みであることを明示する	104	7.2	69	7.4	35	6.9
合計	1,443		936		507	

- ・ 「2. 日常的に代表取締役その他の取締役とのコミュニケーション強化を図り、監査環境の整備を訴える」が82.1%で最も高く、次に「1. 監査役監査業務をしっかりと行う」が続いた。代表取締役ほか取締役との関係強化は改定監査基準の大きな柱であるが、日常の監査業務を裏付けとして、「3. 社内で監査役の見えようアピールするために取締役会等での報告の機会を増やす」(50.1%)など、「見える監査」を意識していることがわかる。

3. 補欠監査役の予選について

<問10> 「補欠監査役の選任制度(次期株主総会までの間に、監査役に欠員が生じた場合に備えあらかじめ定時総会で補欠の監査役を予選する制度)」についてお尋ねします。

問10 - 1 全回答者にお尋ねします。昨年の総会で、「補欠監査役」を予選しましたか。

(カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	会社数	%	会社数	%	会社数	%
1. 予選した	24(27)	1.7(1.5)	19(22)	2.0(1.7)	5(5)	1.0(0.8)
2. 予選しなかった	1,379(1,767)	95.6(95.4)	885(1,197)	94.6(95.1)	494(570)	97.4(96.1)
3. 回答なし	40	2.8	32	3.4	8	1.6
合計	1,443(1,852)		936(1,259)		507(593)	

- ・ 補欠監査役制度が正式に認定された初年度の導入状況は全体で1.7%であった。昨年度調査と

比べて全体の傾向に変化はなかった。

問10-1で、補欠監査役を「予選した」会社の予選状況について

イ) 社内・社外の別

(カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	会社数	%	会社数	%	会社数	%
1. 社内監査役資格	6(9)	25(33.3)	4(6)	21.0(27.3)	2(3)	40.0(60)
2. 社外監査役資格	20(18)	83.3(66.7)	16(14)	84.2(63.6)	4(4)	80.0(80)
合計	24(27)		19(22)		5(5)	

- ・ 上場・非上場ともに社外監査役の資格者を予選する割合が8割を超えている。

ロ) 選任の数(社内・社外)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 社内1、社外0	4	16.7	3	15.8	1	20.0
2. 社内0、社外1	18	75.0	15	78.9	3	60.0
3. 社内1、社外1	2	8.3	1	5.3	1	20.0
合計	24		19		5	

- ・ 補欠監査役を2名(社内1名、社外1名)選任したケースが見られた(2社)。9割以上は1名の選任となっており、かつ、社外監査役の予選が多数を占めている。

問10-2 問10-1で「2、予選しなかった」とご回答された方にお尋ねします。予選しなかった理由をお選びください。次のうち当てはまるもの全てをご選択ください。(複数回答可)

(カッコ内は平成15年7月実施の第3回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 手続きがよくわからない	10(213)	0.7(11.5)	5(152)	0.6(12.1)	5(61)	1.0(10.3)
2. 平成18年の6月総会までは、社外監査役を半数以上必要とする要件を求められないから	235	17.0	169	19.1	66	13.4
3. 現在監査役が法定員数を超過しており、または社外監査役が半数以上いるため必要ない	685(862)	49.7(46.5)	513(672)	58.0(53.4)	172(190)	34.8(32)
4. 適当な人材がない	79	5.7	59	6.7	20	4.0
5. 会社の方針がまだ決まっていない	458	33.2	274	31.0	184	37.2
6. その他	195(656)	14.1(35.4)	79(358)	8.9(28.4)	116(298)	23.5(50.3)
合計	1,379(1,767)		885(1,197)		494(570)	

- ・ 「手続きがよくわからない」がほぼ皆無(0.7)となっており、補欠監査役制度については上場・非上場を問わず制度の理解が進展している。
- ・ 「3. 現在監査役が法定員数を超えており、または社外監査役が半数以上いるため必要ない」が全体で49.7% (上場会社で58.0%) となっており、昨年度調査に比べて3ポイント強(同4.6ポイント)増加した。「法定最低員数プラス」の監査役体制を整備する傾向にあると見ることができよう。

問10-3 全回答者にお尋ねします。補欠監査役制度の今後の採否についてお答えください。

	全体		上場		非上場	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 今期も継続的に補欠監査役を予選する予定である	21	1.5	19	2.0	2	0.4
2. 今期、初めて補欠監査役を予選する予定である	37	2.6	33	3.5	4	0.8
3. 必要に応じ補欠監査役の予選を前向きに検討する	318	22.0	249	26.6	69	13.6
4. 今期も補欠監査役を予選するつもりはない	747	51.8	449	48.0	298	58.8
5. 前期は補欠監査役を予選したが、今期は予選しない	2	0.1	2	0.2	0	0.0
6. 未定	310	21.5	181	19.3	129	25.4
合計	1,443		936		507	

- ・ 「1. 今期も継続的に補欠監査役を予選する予定」が21社であり、「昨年の総会で補欠監査役を予選した」会社24社(問10-1)のうち、87%の会社では引き続き補欠監査役制度を活用する意思があることがわかる。
- ・ 「2. 今期、初めて補欠監査役を予選する予定」は37社(うち上場会社は33社)、「3. 必要に応じ補欠監査役の予選を前向きに検討する」が22.0%となっており、補欠監査役制度の活用については比較的柔軟に検討されているようである。他方、「4. 今期も補欠監査役を予選するつもりはない」が過半数を超えている。
- ・ 補欠監査役制度については功罪両面からの指摘がされているが、いずれにせよ制度の活用状況については、監査役体制全体(監査役総数、社内・社外の員数、監査業務の補助体制等)の推移と併せた分析が必要であろう。

以上